

相談支援専門員

○雇用区分 契約職員（フルタイム勤務）

○必要な資格 相談支援専門員

○仕事内容 障害者・児の計画を行う相談支援専門員
様々な障害福祉サービスを利用する際に必要となる「サービス等利用計画書」の作成や、サービス利用後の見直し等

○契約期間 雇用日から当該年度末まで（更新あり）

○給与
・月給 199,400円から（手当含む）
・交通費 月額支給（片道2km以上に限る）
・賞与 2回（約1ヶ月分×2回 6月、12月）
・昇給あり

○勤務時間 午前8時30分～午後5時15分

○休日 土・日曜日、祝日、年末年始

○有給休暇 雇用月から年休付与あり

○勤務地 松本市総合社会福祉センター内
特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所 にじ
松本市双葉4番16号

○申込方法 下記問い合わせ先までご連絡ください。
(履歴書を用いた面接を行います)

○問合せ先 〒390-0833 松本市双葉4番16号
社会福祉法人松本市社会福祉協議会
担当課：障害福祉課 大和
電話：0263-25-3133

